

令和3年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和3年11月12日（金曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

第 1 議案質疑

追加日程 議案第16号直接審議（先議）

第 2 常任委員会議案付託

出席議員（18名）

1 番	崎 山 華 英	2 番	永 井 孝 佳
3 番	井 田 孝	4 番	島 田 恒
5 番	片 桐 文 夫	6 番	平 山 清 海
7 番	遠 藤 保 明	8 番	林 晴 道
9 番	宮 内 保	11 番	飯 嶋 正 利
12 番	宮 澤 芳 雄	13 番	伊 藤 保
14 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

10 番 高 木 寛

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎 副 市 長 飯 島 茂

教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
総 務 課 長	宮 内 敏 之	企画政策課長	小 倉 直 志
財 政 課 長	山 崎 剛 成	市民生活課長	八 木 幹 夫
保険年金課長	穴 澤 昭 和	環 境 課 長	高 根 浩 司
商工観光課長	加 瀬 博 久	教育総務課長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	柴 栄 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、平山清海議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○6番（平山清海） 議案第1号、24ページ、中学校大規模改造事業の内容について、旭二中和聞いております。どのような部屋をどのように改造するのか、大きな金額なのでお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、中学校大規模改造事業について、具体的な工事内容についてお答えします。

予算書24ページ、10款3項1目中学校大規模改造事業2億33万2,000円については、築37年を経過し老朽化しました第二中学校特別教室棟の改修工事に関わる委託料と工事請負費を計上したものでございます。

事業内容につきましては、委託料として設計及び管理業務が1,003万2,000円となります。工事請負費としまして、校舎外装タイルや、理科室、音楽室など特別教室内の改造工事が1億9,030万円となります。具体的には、外装ひび割れ及びタイル亀裂補修、雨どいの交換、サッシや扉の補修、天井、壁、床など内装材の更新、照明器具交換等の工事となります。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） 教室は、じゃ1室ですか。1室と今おっしゃいましたか。お願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 教室なのですが、1階に調理室、第1美術室、第2美術室、2階に図書室、視聴覚室、音楽室、3階に音楽室、第1理科室、第2理科室、その合計9室の特別教室となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

続いて、林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○8番（林 晴道） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

最初に、14ページになります。

2款3項1目戸籍住民台帳費の説明欄2にある住民基本台帳事務費についてであります、この事業はマイナンバーカードに関するシステム導入の経費で、全額が国費で補填されるというものです。

では、具体的にどのようなシステムを導入するのか、それから現在のマイナンバーカードの交付状況についても併せてお尋ねをいたします。

もう一点、19ページになります。

4款1項2目予備費の説明欄1にある新型コロナウイルス感染症対策空床確保支援事業についてであります、こちらは新型コロナウイルス感染症患者の受入れのための空き病床の確保に対する支援事業であります。この支援策は、令和2年度にも同様の事業を実施していると記憶しておりますが、昨年度からの確保した病床数の推移、それに使用状況等に関する詳細、それをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、まず初めに具体的にどのようなシステムということ

でお答えしたいと思います。

今回導入予定のシステムはマイナンバーカードに関するもので、交付管理システムと交付予約システム、この二つの機能で構成されてございます。

まず、交付管理システムについてでございますが、カードの券面のデータ、住民記録システム等、それぞれのシステムに分散されております情報の一部を一元管理するシステムで、煩雑になっております事務作業を簡素化し、作業時間を短縮することができるものでございます。

次に、交付予約システムは、市民が郵送で受け取った交付通知のQRコードの読み取りなどをして、スマートフォンやパソコンからインターネット経由で希望する日時を事前に受け取り予約をすることができるものでございます。

次に、マイナンバーの現在の交付状況でございますが、こちらは令和3年10月末現在のものとなりますが、交付枚数で2万80枚、交付率は31.04%となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、空床確保支援事業についてお答えいたします。

まず、空き病床の推移ということですが、これは県のフェーズによって日々変わってくるわけですが、昨年の総数実績でいいますと、ICUが空床数が626床、その他、ICU以外の病床については4,364病床でした。

今般の予算計上に当たっては、これまでの空床実績等を考慮しまして、ICU内の空床数を781床、その他病床数を5,401床と見込みまして、支給総額1億円を上限として計上しております。

それと、その病床の使用状況というお話でございましたが、これにつきましては入院患者数等の公表も国のほうからの指示で控えておりますので、それについてはちょっと差し控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） それでは、再質問を行いたいと思いますが、まず住民基本台帳事務費についてでございます。

マイナンバーカードは、今後様々な行政サービスに活用されることが考えられております。先月から健康保険証の本格利用がスタートしているという現状ではありますが、それに加えて

新型コロナウイルスの感染症の拡大によって低下した消費意欲を上げるために、国は経済対策として10万円相当の給付、それからマイナンバーカードの保有者にポイントを付与することを検討されているようです。これは、以前のマイナポイント事業と同様にカードの普及促進を目的としているので、現状の旭市の取得率、今のご回答、3割程度ということであることから、今後もカードの交付申請だとか発行業務が増えるということが考えられるわけであります。

今現在、このマイナンバーカードに対しては、なくしたらどうするんだとか、情報が漏えいするので心配をされる声もありますけれども、このように国がいろんな補助だとかポイントの付与だとかを考えている以上、旭市においても増えていくのだろうなど、そのように予想がつくわけでありますので、本システムの導入によりまして市民サービスというのはどのように変わるのか、それからどのような効果が見込めるのか。その2点を伺いたいと、そのように思います。

もう一点、次のほうです。

新型コロナウイルス感染症対策空床確保支援事業についてもございますので、お願いいたしますが、政府の専門部会は都道府県内の医療機関等で病床の確保や使用状況を共有できる体制、この必要性といったものを指摘しております。今後懸念されております感染症拡大の第6波、それを控えて旭中央病院では病床数などの変更は検討されているのか、今現在のところで具体的にお尋ねをいたしたいと、そのように思います。

○議長（木内欽市） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、市民サービスがどのように変わって、効果がどのようなものかということでお答えしたいと思います。

まさしく、今回のシステム導入は、今までマイナンバーカードの手続きにはかなり時間がかかっておりました。これを全体的に、市民の方の待ち時間を減らしたり、そういう目的に導入するものでございます。受け取りにつきましても、現在予約はできませんので、カードの受け取りの来庁者が混雑したときは待ち時間が長時間となってしまう場合もございます。システムを導入することにより、今後増加していくと想定されますマイナンバーカードの交付事務について、カードを交付する際の市民の待ち時間の短縮、窓口での対応時間の短縮など、市民側のメリットを図るものでございます。

具体的に、交付管理システムのほうでは、マイナンバーカードに関します市の事務処理の

簡素化、これが大きいもので、そのほか各システムで分散されておりますデータの一部を一元管理することができるため、申請から市民に交付通知が届くまでの時間を短縮することができるものでございます。

また、交付予約システムのほうは、市民が事前に受け取り予約をすることができるため、来庁時の待ち時間を減らすことができるものでございます。

また、来庁者が事前に分かるため市でも事前に準備をしておけることや、予約状況により混雑を分散することも可能で、待ち時間の改善につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

中央病院全体の病床数の変更ということによろしいでしょうか。

議員おっしゃるとおり、都道府県において全体の空き病床等の把握が必要であるということは国のほうからも言われておるところでございますが、中央病院全体の病床数の増床ですとか、あるいは減少ということについてはまだ話題には上っておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） それでは、最後に1点、新型コロナウイルスの感染症対策空床確保支援事業のほうです。

感染症の拡大で、感染リスクと背中合わせの過酷な環境の下、強い使命感を持ってくださった旭中央病院の関係機関の皆さんに心から敬意を表します。感染症の拡大により非常事態が宣言され、病院事業経営も逼迫していると思うのですが、本市のワクチン接種に対しては、会場の提供や医師、看護師等の派遣をいただくなど、迅速にワクチン接種が実施されました。そこで、旭市としても旭中央病院を力強く支援すべきと考えます。

この事業は、空き病床の確保に対する県の支援事業に市が交付金を上乗せして支給する事業で、それに係る費用として予算額1億円の計上ということであります。では、この現状を踏まえた中で、旭中央病院側と直接協議を行ったのであれば、その内容を可能な範囲で伺いたいと、そのように思うので、お願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

中央病院との協議ということでございますが、昨年度につきましてはこちらの1億円、昨年度の予算も1億円だったんですけれども、これにつきましては原資が新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金ということで1億円という数字を計上させていただきました。それにつきましては、臨時交付金について様々な感染症対策やあるいは経済対策に使う形で分けていきますと1億円が相当であろうということで、去年は協議をいたしました。

今年度に関しましても、緊急事態宣言が続いている中、その中でやはり病院の厳しい経営状況等に関して何らかの助成支援を行うべきだということで、病院側とも協議しまして、昨年度と同様のスキームで同様の1億円という額を限度として今回計上させていただきました。これにつきましては臨時交付金の助成はないんですけれども、自主財源ということでやらせていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、平山清海議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○6番（平山清海） 議案第10号、サッカー場の仕様について伺います。

4月より使用できるとのことですが、シャワー、更衣室、トイレ、照明、駐車場等、主要な設備は整えているのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） お答えします。

今年度、サッカー場の整備とともに、まず今、旧部室等を管理棟に改修しております。そこには、まず更衣室とトイレを設けます。シャワーはございません。

また、照明につきましては、今年度は整備できないんですけれども、今後検討していきたいと思っています。

また、駐車場ですが、駐車場も年度内に工事を行う予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） ありがとうございます。

再質問なんですけれども、このサッカー場ができたことにより、スポーツ少年団の大会または練習などの活動はこれまでどおりスポーツの森公園を使用することはできるのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 現在のスポーツ少年団、各所で練習をしております。新しくサッカー場ができるんですけれども、今までどおりのところでもできますし、またできれば新しいサッカー場ができますので、大会などもそちらで開いていただければなと思っております。

また、サッカーもそうですけれども、いろんな用途でより多くの人がサッカー場のほうを利用していただければなと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） 分かりました。

招待試合を7月にいつもやっているんですけれども、だいたい延べで400人から500人の子どもたち、父兄が来るわけです。あそこはちょうど、スポーツの森公園は日陰がありまして、そこでないとどうしても、7月の暑さなので向こうをやっぱり使用するのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑を終わります。

平山清海議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（木内欽市） 再開いたします。

永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○2番（永井孝佳） 議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

の制定について質問させていただきます。

旭市青年の家が廃止になるということですが、研修室や体育館をどのような団体が利用しているかをお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、青年の家の定期利用団体の状況についてお答えさせていただきます。

各施設の利用状況であります。青年の家は生涯学習施設と体育館、陶芸施設と別々に設置されております。それで、生涯学習施設は大正琴、音楽バンド、社交ダンス、フラダンスなど6団体105人が利用しております。体育施設は卓球、合気道、空手、剣道、柔道、お囃子などの9団体187人、あと陶芸施設は1団体13人が利用しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 再質問をさせていただきます。

様々な団体が生涯学習施設や体育館を利用しておられるということですが、それらの団体の次の活動場所というか、受皿は決まっているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員に申し上げます。

議案の質疑ですので、これのみの関連の質問はこの後控えてください。じゃ、今回に限り。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、青年の家の利用団体が移る先ですか、そういったのについてご説明をさせていただきます。

体育館を利用している卓球、柔道、剣道、合気道などのスポーツ団体8団体につきましては、体育施設や学校開放へお願いしています。お囃子の団体はひかた市民センターへ移転をお願いしているところでございます。陶芸の団体につきましては、今年度に陶芸窯を海上庁舎の車庫に移転いたしますので、海上公民館で活動をお願いしているところでございます。

それと、社交ダンス、フラダンスなどの軽運動団体につきましては、改修後の第二市民会館に移転をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○2番（永井孝佳） では、それらの団体がありますので、ご配慮をお願いします。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○8番（林 晴道） それでは、議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑を行います。

過疎対策事業債のソフト事業分として、発行上限額が本市では3,500万円とのことでありましたが、それでは今年度はどのような事業に充当を予定しているのか伺います。

あわせて、今年度の施設整備等のハード面で過疎債を予定している事業というのを具体的にお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

本年度におきまして、過疎債のまずソフト事業分につきましては、予定事業について、移住・定住関連のうち定住促進奨励金交付事業、それから産業の振興のうち家畜防疫対策事業、交通関連のうちコミュニティバス等運行事業、バス路線維持対策事業、デマンド交通運行事業、それと生活環境の整備のうち住宅リフォーム補助事業、以上の6事業に関しまして起債を予定しております。

それと、ハード面ですけれども、現在のところ南堀之内バイパスの整備事業に起債を起こすことを協議したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） それでは、再度質問をいたしますが、計画期間が5年でありますので、令和7年度の計画期間以降の、現段階において新たに想定される事業を伺いたいと、そのように思います。

また、令和7年度以降に想定される事業を前倒しするなどの対策が必要になった場合に、過疎債の活用などはどのように対応できるのか併せて伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

令和7年度以降の計画ということでございますけれども、私ども、今考えられる範囲で言いますと、学校及び保育所の統合等の事業に使えればというふうに考えております。

それと、令和7年度以降に限らず前倒しでやる場合ということでございますけれども、その場合には今回出しております計画の変更という手続きが必要になります。変更につきましては、今般の計画と同じように県との協議を経て議会に提出し、議会で議決を得まして変更するということになります。

ちなみに変更ですけれども、お隣の東庄町も過疎指定されておるんですが、東庄町の例を見ますと、結構頻繁に変更しております。ですから、来年度これをやろうとなったとき等に都度都度変更しているようなふうに見られます。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 最後になりますけれども、本計画は干潟地域の持続的発展を図るため、過疎対策事業債などの支援制度を活用し、様々な取組を行うに当たり新たな計画を策定することとありますので、では先人たちが築いてきたこの干潟地域の特性をどのように捉えて、また新しい時代の干潟地域をつくるべく計画の策定に当たられたのかを最後に伺いたいと、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

今回の計画につきましては、従来ある旭市の総合戦略というものの位置づけを、言うなれば総合戦略の干潟版というようなものとなっております。それで、従来からあります干潟地域の位置づけというのは、大原幽学等の文化の薫りがあるまち、それと東総運動場がありますので、スポーツとかそういったことを重視しながらやってきたというふうに考えております。

今回の計画にしましても、ソフト面で、先ほどご質問がありましたが様々な事業をのせてございます。それと、あと農業振興ということも非常に大切なことだと思っております。これらの事業に充てていくということで、先ほどハード面のことでちょっと抜けてしまったんですけれども、南堀之内バイパス以外に農業基盤整備事業などにも充てていきたいと考えて

おりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、遠藤保明議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○7番（遠藤保明） 議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定についてお伺いします。

この計画を見ましたが、旭市総合戦略の、先ほど林議員の回答にもあったように干潟版という感じがします。計画では各分野に事業計画がなされていますが、これらの事業全てが過疎債の対象になるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） これらの記載事業につきましては、先ほども申し上げましたが、総合戦略や市の分野別計画等に基づき、関係各課におきまして令和7年度までに見込まれる事業の洗い出しを行って計画に位置づけております。

本計画に記載されていない事業、ここに記載されていないと過疎債の発行や国庫補助率のかさ上げ等が受けられないということで、対象となり得る事業を幅広く網羅的に拾い上げております。このため、記載事業の全てが過疎債の対象となるわけではございません。今後、年度ごとに国・県の予算や補助金等の動向を勘案した上で、事業の精査・選択を行いながら県との起債協議を行っていくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○7番（遠藤保明） 事業計画期間は令和3年度から令和7年度中ということですので、既に計画が始まっているようですが、今年度の事業として過疎債の借入れ予定はありますか。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、申し上げます。

先ほどもお答えしたところですが、令和3年度の過疎債借入予定事業につきましては、ハード面では農業基盤整備事業、それから南堀之内バイパス整備事業等を予定しております。

また、ソフト事業では定住促進奨励金交付事業、家畜防疫対策事業、コミュニティバス等運行事業、バス路線維持対策事業、デマンド交通運行事業、住宅リフォーム補助事業、これ

らの事業に関して県との起債協議を予定しておるところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○7番（遠藤保明） この計画は多岐にわたって11項目くらいの事業がありますよね。今後の過疎債事業としてはどのような事業計画をされているのか、また優先順位はどうなっているのか。また、地域の意見は反映されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 過疎債のハード事業につきましては、市道の整備ですとかコミュニティバスの購入など、計画に記載した事業で過疎法で規定する過疎債の対象施設に該当する事業の実施を予定しているところです。

また、ソフト事業については、旭市の場合、毎年度3,500万円まで借り入れることが可能となっておりますので、優先順位というよりは過疎法に規定する「地域の持続的発展に資する事業」と認められる事業を総合戦略の重点戦略に資する事業の中から、事業の精査・選択を行いながら毎年度県との協議を行っていきたいと考えております。

地域の意見の反映ということでございました。こちらの計画、9月中旬に素案を公表して、市民からパブリックコメントによる意見を募集したところです。

また、この計画の達成状況の評価につきましては、各分野の有識者等で構成する旭市の総合戦略推進委員会の中で意見を伺うことを考えております。

今後は、過疎債など有利な財源を最大限活用しながら持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑を終わります。

遠藤保明議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第16号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第16号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決まりました。

議案第16号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子採決により採決いたします。

議案第16号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れないと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

◎日程第２ 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第２、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第15号までと議案第17号の16議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、11月24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は11月16日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前１０時４５分